

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、令和7年5月30日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0530第2号」により、測定項目に検査実施料の新設がされましたので、下記の通りご案内いたします。
健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。
謹白

記

■ 適用日 令和7年 6月 1日から適用

■ 新規保険収載

測定項目	保険点数
悪性腫瘍組織検査（処理が容易なもの） （医薬品の適応判定の補助等に用いるもの） （DNAメチル化検出検査）	2500点



新規保険収載

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
悪性腫瘍組織検査 (処理が容易なもの) (医薬品の適応判定の補助等に 用いるもの) (DNAメチル化検出検査)	2500点	遺伝子関連・染色体検査判断料 (※2_100点)	「D004-2」 悪性腫瘍組織検査
留意事項			
(16) RAS 遺伝子野生型の治癒切除不能な進行・再発の結腸・直腸癌におけるDNA メチル化検出検査は、当該疾患における治療薬の選択の補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、リアルタイムPCR 法によりDNA メチル化状態の検出を行った場合に、本区分の「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用し、患者1人につき1回に限り算定する。			

※受託準備中

以上